平成２７年（フ）第４８１号
静岡市葵区末広町80番地の３　片川コーポ303号、旧住所静岡市駿河区小黒１丁目９番36―106号
債務者　平野いつ子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
北海道天塩郡遠別町字本町３丁目53番地
債務者　大柳　哲彦
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第３８１７号
大阪市淀川区宮原２丁目11番11―206号
債務者　松浦　宏之
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８２号
大阪市住之江区北島３丁目７番20号エスコーポ北島203
債務者　関井　竜彦（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８３号
大阪府箕面市箕面８丁目１番15―307号
債務者　松井　弘樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６５号
大阪府守口市金下町１丁目２番１―202号
債務者　島田珠紀こと　申　　珠紀
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８５２号
東京都品川区中延１丁目７―17　第２松延荘207
債務者　文平　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８２号
東京都北区王子本町３丁目２－８―403
債務者　小山登喜子（旧姓出井）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８３号
東京都墨田区業平３丁目11―７―504
債務者　西川　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８４号
東京都江戸川区南小岩１丁目２―26
債務者　畑山　文夫
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８７号
東京都中野区中央４丁目26―10―306
債務者　砂見　康介
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９０１号
東京都台東区千束４丁目８－７
債務者　山崎　壮士
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９０２号
東京都台東区千束４丁目８－７
債務者　山崎　亜美（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０４号
静岡県富士宮市大岩293番地の６　Ｅ号
債務者　池田あづさ
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午前11時20分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８８号
島根県大田市温泉津町福光ハノ842番地２
破産者　楫博平商店こと　楫　　博平
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部